

焼却行為からの火災が多発しています

例外を除き「野焼き等焼却行為」は法律で禁止されています

奈良県広域消防組合管内では、焼却行為からの火災が令和3年中に119件、令和4年に入り36件発生しています。（令和4年2月28日現在）

これからの季節は空気が乾燥し、強風が吹く気象条件に加え、枯葉や枯草が多くなっており、より大規模な火災（貴重な森林資源や家屋への被害）へ発展する危険性が高くなることから、下記の点に留意し、火災予防対策の推進に御協力をお願いします。

（焼却行為実施時の留意事項）

・焼却行為を実施する前には、**必ず「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」**を消防署に提出してください。

（注）廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。「禁止の例外」とされている焼却を行う場合は、各市町村役場に事前相談のうえ、消防署へ届け出るとともに、火災にならないように、火の取扱いには十分な注意をお願いします。

（雑草火災、林野火災件数のうち、焼却行為から火災に発展した件数）

年	火災発生件数	雑草・林野火災発生件数	うち焼却行為から火災に発展したもの	死者数
令和3年	292	129	119	1
令和4年	67	37	36	1

（令和4年2月28日現在）



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(抜粋)

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

（罰則）

第25条第1項第15号 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科する。

奈良県広域消防組合では、既に昨年1年間を越える死者が発生している事態を緊急事態と捉え、広報を強化するとともに、管内市町村、関係機関と連携しながら、「火災ゼロ」に向けて火災予防対策を推進しています。



奈良県広域消防組合

NARA WIDE AREA FIRE DEPARTMENT since 2014